

第 2 6 回環境省国立研究開発法人審議会
会議録
(令和6年8月15日開催)

環境省大臣官房総合政策課

第 2 6 回環境省国立研究開発法人審議会

1. 日 時 令和6年8月15日（木）9：30～12：00

2. 場 所 Web会議

3. 議 題

(1) 令和5年度業務実績年度評価書（案）について

(2) 第5期中長期目標の変更について

(3) その他

4. 配付資料

資料1-1 国立研究開発法人国立環境研究所令和5年度業務実績年度評価書（案）

資料1-2 令和5年度業務実績年度評価書（案）項目別評定総括表

資料1-3 令和5年度業務実績年度評価書（案）（抜粋）

資料1-4 令和5年度に係る年度評価（素案）に対する意見書

資料2-1 国立研究開発法人国立環境研究所の中長期目標変更の概要

資料2-2 第5期中長期目標案

資料2-3 第5期中長期目標案に対する意見書について

資料3 今後の予定

参考資料1-1 環境省国立研究開発法人審議会委員名簿

参考資料1-2 環境省国立研究開発法人審議会運営規則

参考資料1-3 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

参考資料1-4 国立研究開発法人国立環境研究所法（平成11年法律第216号）

参考資料1-5 環境省国立研究開発法人審議会令（平成27年政令第198号）

参考資料1-6 独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）

参考資料1-7 環境省所管独立行政法人の業務実績評価規準（平成29年7月14日総合環境政策統括官決定）

参考資料1-8 令和4年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果（令和5年度11月27日独立行政法人評価制度委員会）

参考資料1-9 国立研究開発法人国立環境研究所第5期中長期計画（R3～R7）（中長期目標を含む。）

参考資料1-10 令和5年度国立研究開発法人国立環境研究所年度計画

参考資料1-11 令和5年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画

参考資料2-1 福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日復興推進会議決定）

参考資料2-2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の概要

参考資料2-3 中長期目標新旧対照表

5. 出席者

委員： 小野田弘士委員、郡山千早委員、佐藤薫委員、高橋隆行委員
山室真澄委員

環境省 総合環境政策統括官グループ 飯田大臣官房審議官

奥村環境研究技術室長

柳田水道水質・衛生管理室長

市村環境リスク評価室長

国立環境研究所

木本理事長

森口理事

高澤理事

6. 議 事

【奥村環境研究技術室長】 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第26回環境省国立研究開発法人審議会を開会させていただきます。

私、大臣官房総合政策課環境研究技術室長の奥村でございます。よろしくお願いいたします

初めに、本日は、委員の7名のうち5名の皆様にご出席をいただいております。これは環境省国立研究開発法人審議会令第5条の規定における定足数を満たしてございまして、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。

他方で、本日、中村会長及び大久保委員におかれましては、急遽所用によりご欠席となっております。このため、環境省国立研究開発法人審議会令第4条3項により、事前に中村会長より高橋委員を会長代理としてご指名いただきましたことをご報告いたします。つきましては、本日、高橋委員に会長代理としてその職務を遂行いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の開催方式等についてご案内をいたします。

本日の審議会は、公開で開催しておりまして、傍聴希望の方もWeb会議室にアクセスしてございます。また、本日は議事録等の作成を目的として録画をさせていただきますので、ご了承ください。

また、このWeb開催に当たりまして何点かご協力のお願いを申し上げます。環境省側は回線容量の問題もございまして、説明時の映像はオフにさせていただきつつ、資料を適宜画面共有させていただきます。委員や国立環境研究所の皆様方等におかれましては、ハウリングや発言者が不明になるのを防ぐために発言者の方のみマイクをオンにいただきますようお願いいたします。また、ご発言をご希望される場合にはご自身のお名前の右側にある挙手ボタンでお知らせいただきますか、お名前を名乗ってお知らせいただき、カメラをオンにしてご発言いただきますようお願い申し上げます。これらについて状況により事務局側で操作させていただく場合もございますので、ご了承くださいと思います。

それでは、議事に入ります前に、大臣官房審議官の飯田よりご挨拶を申し上げます。

【飯田大臣官房審議官】 大臣官房審議官の飯田でございます。本日はご多用の中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。第26回環境省国立研究開発法人審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、国立環境研究所の令和5年度の業務実績評価書の素案に対しまして、7月の審議会及びその後の意見書におきまして研究の成果及びマネジメントに関して貴重なご意見を多数賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。

現在、我々が直面している気候変動、生物多様性の損失、資源制約といった様々な課題に対しまして、環境行政を通じてネイチャーポジティブ、ネットゼロ、サーキュラーエコノミーといった多角的な切り口を総合的に捉えつつ、経済・社会の在り方を変えていく必

要があるといった状況でございますけれども、その中におきまして国立環境研究所は我が国の環境科学分野を牽引する機関として期待される役割、果たすべき役割がますます大きくなっているところだというふうに認識をしております。

環境省としまして、国環研の研究成果と我々の施策が相乗効果を生みつつ、社会に還元されるよう注力してまいりたいと考えています。

本日は皆様のご意見を踏まえましてまとめさせていただきました令和5年度業務実績年度評価書（案）について、さらに現行の第5期中長期計画の変更につきましてご審議いただきます。委員の皆様におかれましては、今後の国立環境研究所の方向性を見据えつつ、忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

【奥村環境研究技術室長】 飯田審議官、ありがとうございました。

なお、飯田は業務のため中座することがございます。ご了承ください。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

電子媒体で送付しておりますけれども、順に資料01議事次第、それから02本年度の審議事項、03環境省所管独立行政法人の業務実績評価基準（抜粋）、そして議事次第にございますとおり、議事1に関する資料1-1から1-4、それから議事2に関する資料2-1から2-3及び議事3に関する資料3まで、さらに参考資料として1-1から1-11及び2-1から2-3までございます。もし資料に過不足等がございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。常時メール等で対応させていただきます。

それでは、議事の中身に入ります前に、本日の審議事項と審議の進め方について事務局から引き続きご説明させていただきます。

まず、お手元の本日の審議事項という資料02をご覧ください。

こちらは、今、映っていますけれども、本日第26回の審議事項、第25回の分と併せて表示してございます。右にあります国立研究開発法人審議会、こちらでは助言を環境大臣に行う。その助言の対象が、今回、本年度の審議事項①、②で書いてございます中長期目標の策定・変更及び②業務実績の評価、年度評価として令和5年度というふうになってございます。本日は第25回に審議いたしました評価素案、これを評価案として審議いただく。それから、①の分の中長期目標の策定・変更について、これについても審議いただくこととなってございます。この審議の結果を助言としてまとめたものを事務局より環境大臣に提出をいたしまして、環境大臣より目標の指示、それから評価という形で国立環境研究所に通達をするという形になってございます。

進め方は以上でございます。

こちらについて何かご質問はございますでしょうか。

（なし）

【奥村環境研究技術室長】 特にないようでございますので、議事に入っていきたいと思

います。

これ以降の進行は、高橋会長代理にお願いしたいと思います。高橋会長代理、よろしくお願いいたします。

【高橋会長代理】 おはようございます。福島大学の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、中村会長、ご欠席ということで、本来、中村会長がご欠席の際にはあらかじめ会長代理としてご指名いただいていた大久保委員が当たるということだったんですけれども、大久保委員も今日はお休みということで、急遽、中村会長から代理をやれというご指名をいただきました。いろいろ不慣れな点はあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まずは議題1、令和5年度に係る業務実績等報告及び評価書（案）についてです。

それでは、令和5年度に係る評価書（案）の内容について、まず、第3の説明からお願いをいたします。

【奥村環境研究技術室長】 それでは、事務局よりご説明いたします。

議事の中身に入る前に概要として資料0のほうから説明をしてまいりたいというふうに思います。

まず、評価基準の説明、前回の審議会でもご説明申し上げておりますけれども、簡単に触れさせていただきます。再び資料02、これの2ページ目をご覧ください。

年度評価は、研究開発成果の最大化が目的でございます。国立環境研究所の自己評価結果及び中長期計画の実施状況等に留意しつつ、業務の実績の全体について総合的な評価を実施することとなります。このとき、Bを標準としまして5段階での評価となります。

次の3ページ目をご覧ください。

また、評価に際しては、目標で設定している難易度と重要度も加味する必要が出てまいります。第5期中長期目標におきましては、第3、研究開発の成果の最大化とその他の業務の質の向上に関する事項、1. 環境研究に関する業務、（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進の重要度を高く、同じく第3、3. 気候変動適応に関する業務の重要度及び難易度を高く設定してございます。

これに際しての留意事項ですが、こちらは資料03に詳細を記載してございます。

この1ページ目にありますとおり、難易度に関しましては、難易度を高く設定した目標に限り評点を一つ高くすることについて考慮することとなります。

また、重要度が高いとされた項目につきましては、総合評価をつける際に十分に考慮するというふうにされてございます。

評価に対しては、ご説明は以上となります。

続きまして、中身であります評価書（案）について、資料1-1から1-4の構成について、

まず、ご説明させていただきます。

こちらは資料1-1です。

令和5年度の業務実績年度評価書（案）は、前回の第25回審議会での国立環境研究所の報告内容と各委員の皆様からのご意見等を踏まえまして、環境省事務局が作成したものでございます。この内容、中身については、追って説明させていただきます。

次に、資料1-2です。こちらは項目別の評価をまとめた表となっております。

国環研の自己評価とその右隣に並べて今回の評価書（案）における環境省事務局の評価を記載してございます。前回の審議会でお示ししました評価素案に対しまして、今回の評価書（案）では、第3、2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務、この部分について評価を変更しております。これについては、以降の資料1-3、1-4を用いて中身の中でご説明させていただく予定としております。

また、資料1-3についてです。

こちらは資料1-1にあります主務大臣評価による部分を抜粋した資料となっております。前回の審議会から大きな変更点のある部分を赤字で特に記載しております。また、こちらの中身についても後ほど説明いたします。

最後に、資料1-4です。

こちらは前回の審議会後、各委員の皆様からご提出いただきました意見シートの内容をまとめたものとなっております。赤字はご意見でございまして、資料1-1の4. その他の参考情報、審議会の意見等にも記載させていただいております。他方で青字の部分ですけれども、こちらはご指摘、ご質問になっておりまして、こちらに対しては後ほど国立環境研究所や環境省のほうから説明をさせていただく予定としております。

以上が各資料の構成となります。

それでは、具体的に各資料の説明に入らせていただきます。

まず、資料1-1、年度評価の評価書（案）、こちらの構成を目次のページを参照いただきながらご説明させていただきます。

1ページ目に、1、評価の概要、2から4ページ目に2、総合評価、5ページに3、項目別評価総括表、6ページ以降が4、項目別評価調書になります。さらに、評価調書としましては、第3の1. 環境研究に関する業務全体を評価した項目別評価調書が6ページから142ページまで、続いて第4の業務運営の効率に関する事項、第5の財務内容の改善に関する事項、第6として、その他の業務運営に関する重要事項、それぞれ目次ページにあります部分で項目別評価調書を作成してございます。

それでは、項目別評価調書内の構成ですけれども、17ページ目をご覧ください。

こちらの（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進の項目別評価調書、こちらを用いて説明しますと、1. 当事務及び事業に関する業務情報として、当該事務実施に係る根拠と当該項目の重要度、難易度並びに中長期目標策定時に設定した内容を記載し

ております。

次の2. 主要な経年データでは、主要な評価指標及びモニタリング指標と主要なインプット情報、これを記載しております。

後ろの19ページ目から3. としまして、年度計画、主な評価軸、業務実績、年度評価に係る自己評価がございまして、ここは国環研による業務実績等報告書の内容と同様でございます。

その後の42ページ目、こちらに自己評価欄がございますけれども、こちらは国環研の業務実績等の報告書における項目別評定からそのまま転記した内容となっております。

この後、下に主務大臣による評価を記載しておりますが、こちらは先ほど申し上げましたように、資料1-3の内容となっておりますので、後ほどご説明いたします。

また、44ページ、4. です。その他の参考情報、審議会の意見等の欄を記載しておりますけれども、この欄も先ほどご説明しましたけれども、委員の皆様から意見シートでいただいた記述でございますので、1-4のほうに赤字でお示しした内容として転記しております。この記述が項目別評定調書ごとに続いていきます。

前置きが長くなりましたけれども、各項目の内容を説明いたしますので、戻っていただきまして、資料1-1、1ページ目、評価の概要、こちらをご覧ください。

3. 評価の実施に関する事項において、評価に至る審議会の開催実績等を記載しております。

2ページ目の2、総合評定のうち、全体評定はAとしております。

評定に至った理由については、ここに記載してございますけれども、評価素案で記載した内容から重要度を高く設定している項目の評価がいずれもAであること等を踏まえまして、総合的に勘案し評定をAとするといったシンプルな表現で記載してございます。

また、2. 法人全体に対する評価、2ページから3ページの3. 項目別評価の主な課題、改善事項等につきましては、委員からいただきましたご意見等を踏まえて記載するとともに、継続的な見直しを期待する等を環境省事務局より記載しております。

例えば、環境研究に関する業務（第3 1.）におきましては、民間企業やこれまでの共同研究等での活動実績がない主体との連携・協働を促進する取組ですとか、コメントいただきました国立環境研究開発法人ならではの継続性を要する研究に対する期待のコメントなどを記載しております。

また、環境情報の収集、整理及び提供に関する業務（第3 2.）におきましては、研究成果の最大化に向けて審議会や意見シートでコメントいただきましたので、分かりやすい情報提供の仕組みの構築ですとか、情報提供が広く認知されるような点について、継続的、飛躍的な改善に取り組まれることを期待する旨、こちらを記載してございます。

次に、気候変動に関する業務（第3 3.）においては、地域の特質等を踏まえた気候変動適応施策の推進に期待するコメントを頂戴しましたので、これをこちらに記載しております。

す。

続いて、業務運営の効率化に関する事項（第4）については、一者応札の低減に向けた適切な取組がされていることですか、クラウドサービスの利用促進等によるテレワーク、非常時への対応等が順次適切に進められているというところについてコメントをいただきましたので、今後もこれが継続的に促進されることを期待することと記載させていただきます。

続いて、財務内容の改善に関する事項（第5）については、民間企業を含む外部との連携や外部資金獲得に向けた取組を評価するコメントを記載させていただきました。

最後、その他の業務運営に関する重要事項（第6）、こちらですけれども、国環研本館の建て替えについてZEB化を考慮した取組が研究成果を活用した行動につながることを期待するといったコメントや、自然共生サイト認定に対する評価コメント、こちらを記載しております。

以降、それぞれの項目別評定については資料1-3を用いてご説明いたしますので、そちらを参照いただきたいと思います。

前回の評議会で素案としてご確認いただいておりますので、本日はそこからの修正する箇所を中心に、この後、ご説明させていただきます。

それでは、2ページから5ページ目、第3の1.（1）、1-3のほうをお願いいたします。それで、2ページ目から5ページ目までで、第3の1.（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進及び6ページ目から11ページ目までの第3の1.（2）については、形式的な表現の修正のみ、それから、12ページ目からの第3の1.（3）と（4）は変更ございませんので、説明は割愛させていただきたいと思います。

次に、21ページ目、お願いいたします。こちらは21ページ目から24ページ目までの第3、2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務についてです。

24ページ目をお願いいたします。こちらは国環研における自己評価ではA評価とされてございますけれども、情報源情報（メタデータ）の件数等、目標を上回った成果がある一方で、審議会委員よりホームページのトップページからのサイトや動画へのアクセス性について「適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか」という観点について、改善の余地が大きいというご指摘ですとか「情報発信の取組状況」の観点において、秀逸なコンテンツを提供しているのに対して、YouTubeチャンネルの登録数等の増加数、絶対数が少ないといったご指摘もいただいております。

これらのご指摘に対しまして、本業務の推進及び評価に対する体制について国環研側からも前回鋭意検討されとのご発言がございました。また、他の国研の取組などを参考とした改善の余地などを鑑みまして、今後の飛躍的な改善への期待を込めて環境省事務局側の評定をAから今回Bに評価の修正をさせていただいております。

それから、25から29ページ目の第3、3. 気候変動適応に関する業務、こちらについてですけれども、評価書（案）からの追記・修正はございません。こちらの項目については、

難易度を高と設定しているため、評定を1段階引き上げることを検討することとなりますけれども、気候変動適応センターの立ち上げ等の創生期に向けまして成長期に入ったこともあり、引き続き難易度としては高いものの国環研の自己評価や委員のご意見等も踏まえた総合的な評定をA評価のままとしてございます。

資料1-3を用いた第3についての評価（案）の説明は以上となります。

ここで資料1-4をご覧くださいまして、青字箇所について、まず、国環研から補足説明をお願いしたいと思います。また、国環研からの補足説明後、エコチル関係で委員からいただいているご意見について、環境省側からも補足のコメントをさせていただきたいというふうに存じます。

それでは、国環研側、よろしくお願いいたします。

【森口国立環境研究所理事】 それでは、国立環境研究所のほうから資料1-4に沿いまして回答申し上げたいと思います。

今、奥村室長からご説明ございました第3のうちの1. 環境研究に関する業務につきまして、研究担当理事の森口からご説明申し上げ、第2、第3につきましては、前回審議会での説明の分担に沿いまして高澤理事からご説明させていただきます。

まず、最初に、委員の先生方におかれましては、数々の貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。特に、環境研究に関する業務につきましては、自己評価Aを支持するという多数のご意見いただいております。大変ありがとうございます。

時間も限られておりますので、青字で記載されましたご質問箇所を中心にご回答申し上げたいと思いますけれども、資料1-4の赤字で書かれておりますご意見のところにつきましても時間の許す限りお答えをしたいと思います。

冒頭、1番目のご意見の中で、プログラム間、少し差異はあるが、平均的に高い外部評価を維持しているということのご支持をいただいた上で、全て私どもの研究所だけではやり切れないのではないかということのご意図かと思っておりますけれども、持続可能な交通手段の確保については交通政策系の研究所との連携など、連携強化というようなことのご示唆をいただいております。

持続可能地域共創プログラムのメンバーには交通を専門としている者がおりますので、運輸総合研究所による交通産業GXロードマップ検討会に参加するなどをして連携しておりますので、今後も連携を続けたく存じます。

それでは、青字のところを中心に補足説明させていただきたいと思います。

6番のご意見の中で、外来アリ類の防除の実装の事例は、一般消費者にとってもわかりやすい「社会実装」の例であると考えられる。こうした成果を広報活動に積極的に生かしていったらどうかというご意見を頂戴しております。

高い評価をいただいております。外来アリの防除は非常に分かりやすい政策貢献の事例であるということをご説明させていただきますけれども、担当し

ております生物多様性領域における取組といたしましては、NHKクローズアップ現代という番組で外来アリ特集に出演するなど、多くのメディアで防除研究の取組を紹介しているほか、殺虫剤会社等をはじめ防除関連企業、それから民間向けの普及啓発活動として講演による外来種問題と生物多様性についての情報提供等をさせていただいております。

それから、DNAを用いた外来種の簡便な同定方法であるLAMP法の一般向けデモンストレーションや動画公開も行っており、環境省と共同でヒアリ探知犬の導入試験においてもメディア向けのデモンストレーション等に取り組んでおります。

また、所のノベルティ、見学者などに配布させていただいておりますエコバッグにヒア리를デザインすることで普及啓発効果を期待しているところでございます。ほかにも一般公開の場などで個別に広報活動を行っているところでございます。

研究所全体の広報活動においても、そのような個々の事例を積極的に活用してまいりたいと思います。

その次のところでございますけれども、3ページになりますでしょうか。3/10ページの冒頭のところで、災害環境分野において、能登における地震災害への貢献は、どのような内容だったのでしょうかと始まるところでございます。項目の整理番号でいいますと10番、それから、指摘箇所でいいますと、1. (2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進ということで、これは基礎基盤研究に関するところでございます。

この整理番号10のご意見、三ついただいておりますけれども、まず、能登地震につきましては、発生直後には当初の研究所職員も現地に出向きまして、環境省と協力して自治体や解体業者向けの研修会を開催し、国環研が作成に貢献した損壊家屋の解体時におけるアスベストばく露抑止に関わるマニュアルに関する講義を実施しております。

なお、研究所には企画支援部門に環境省との交流職員がおりまして、その者を過去の研究を生かしまして災害派遣要員として現地の浄化槽普及対策などに協力しております。

また、2点目、緊急時の有害物質の漏えいに対する対応といたしまして、漁港内での泥の採取調査を実施いたしまして、漁船からの流出燃料油による汚染状況の確認把握に貢献しております。

また、2点目、緊急時の有害物質の漏えいに対する対応といたしまして、漁港内での泥の採取調査を実施いたしまして、漁船からの流出燃料油による汚染状況の確認把握に貢献しております。

それから、東日本大震災以降、あるいは、それ以降の自然災害の対応の中で積み上げてきた災害廃棄物発生量の推計ですとか、仮置場レイアウト自動作成ツール、Kari-haiというツールがございますけれども、これについて国や県による全体の処理方針の策定や被災市町での仮置場設置に取り組む関係者に情報提供をしております。

10番の二つ目のご質問、音声モニタリングが適用できる分類群を教えてください。また、人為的な騒音の影響はどのように回避できるのでしょうかというご質問です。

現状では、国環研が独自開発したセミ類の識別モデル、それから、米国で開発された鳥、鳥類の識別モデルが利用可能でございます。今後はバッタなどの昆虫ですとか、カエル類にも適用を広げていきたいと考えております。

それから、騒音と対象種の鳴き声を混ぜ合わせた音源で識別モデルを訓練することで、少ない供試データから雑音の多い環境でも高い精度を示す識別モデルを作ることが可能となっております。

3点目、湖沼によってセシウム濃度の減少速度が異なる理由は何でしょうかということです。

これは複雑な状況でございますけれども、セシウム濃度の減少速度が異なる主な理由といたしましては、湖に流れ込んでくる流入負荷量の経年的変化がダム・湖沼の集水域の土地利用等によって異なるということが大きな理由と考えております。はやま湖、これは飯舘村にありますダム湖ですけれども、集水域において農地等の面的除染が実施された、農地の面積は10%程度ではありますが、森林域と比べて流出しやすいということで、面的除染の実施ということが流入負荷量の減少につながっているのではないかと思います。

これに対しまして、より山間地域に立地する秋元湖、これは磐梯山の19世紀末の噴火で川が堰き止められてできた湖であります、かなり山間部にございまして、集水域の大部分が未除染地状態の森林が占めます。そこからの流出水中のセシウム濃度がほかの二つのダム湖集水域と比べて下がりにくいのではないかとというふうに考えております。また、秋元湖の底質濃度の上昇も見られておりますし、湖水、さらには魚の濃度の下げ止まりということがございまして、流入負荷量との関係も含めて、メカニズムの解明を進めているところでございます。

ただ、流出量、集水域からの流出量の影響については、なかなか仮説どおり濃度が変化しておりませんので、引き続き解明を進めているところでございます。

それから、15番目のご質問でございまして、3/10ページの真ん中より少し下でございます。

40枚目、基礎基盤の研究のまとめのスライド、これは私どもの不手際がございまして、差し替えをさせていただきました。「滋賀県との共同研究による、温度変化による琵琶湖の底泥酸素消費量の影響調査」がどの領域と結ばれているのかということでございます。

ここで環境研究技術開発の推進戦略の五つ目の領域、安全確保領域の研究技術開発例として、閉鎖性水域における良好な水環境、生物多様性の確保や気候変動による影響評価及び適応策の検討を含めた総合的な水環境改善に関する研究ということで、気候変動や生物多様性を包含するものが掲げられておりましたので、この項目と直接結びましたけれども、ご指摘のように、気候変動、自然共生とも結ぶことがより適切であったと考えております。ご指摘、ありがとうございます。

その下、17番目のところで、これはエコチル調査に関わるところでございます。

エコチル研究は、遺伝子解析などが始まり、今後新たな解析結果が期待されるとともに、遺伝カウンセリングなどの必要性も生じます。その点の体制はいかがでしょうかというご指摘をいただいております。

これはご承知のように、エコチル調査は臨床研究ではありませんので、あくまで疫学調査でございます。実施する遺伝子解析は網羅的なDNA解析であり、個人の特定の疾患を検出することを目的としたものではございません。そのため、参加者には個人の解析結果を報告することはなく、個々の参加者に対する遺伝子カウンセリングの体制は設けておりません。ただ、参加者から遺伝子解析に関わる質問等があった場合には、エコチル調査メディカルサポートセンターを設置しておりますので、そちらの国立成育医療研究センターと共同で対応するというようにしております。

それから、次の次のページまでまいりまして21番でございます。

大変多くの環境政策への貢献数が報告されていますが、国内と国際的なものに区別可能でしょうかということでございます。

これは非常に大部にわたる資料を前回お配りしておりましたので、分かりにくかったかと思えますけども、資料編の資料26-1、26-2に環境政策の具体的な貢献状況を整理しております。その中では大まかな分類ではございますが、国内的なものと海外貢献については区別がつくようにしてございますので、ご参照いただければと思います。

以上、5/10ページの23番までの範囲、第3の1.まで研究担当理事、森口からご説明いたしましたので、引き続き、企画総務担当理事の高澤より第3の2.以降について補足説明させていただきます。

【高澤国立環境研究所理事】 企画総務担当理事、高澤でございます。

それでは、引き続きまして資料の説明を続けさせていただきます。

2.の環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務についてでございます。

広報関係の質問、24が青字になっておりまして、26、28も広報関係の質問でございますので、これにつきましてまとめてご回答させていただければと思っております。

24番は、新たに立ち上げました国環研Viewに関する今後の戦略、人員体制に関するご質問でございます。また、26番がホームページやSNSなどの活用について、さらなる改善というご意見。そして、28番が、ホームページのトップページからの入り方が環境展望台など分かりにくい、また、YouTubeでミツバチの動画などがありますが、動画にたどり着くのが困難である。サイトの作り方が見やすいものになっているかをきちんと評価している体制になっていない。従来の「環境儀」を休刊する際に新しい企画を出すときに、過去の企画を評価した上でなされているのか。広報にもプロフェッショナルな方を採用するような体制も今後考えていく必要があるのではないかといったご意見でございます。

こちらについて、まとめてご回答させていただきたいと思っております。

まず、ホームページについてですが、現在の国環研ホームページは、構築から10年以上

が経過しておりまして、その間に研究所の事業あるいは情報が蓄積しておりますので、サイト構造がかなり複雑化しております。

検討体制といたしましては、所内に広報・環境情報に関する検討を行う委員会、分科会等を設けておりまして、各研究ユニットからも参加をしてもらいまして、所内で幅広く議論しているところでございます。

また、所内のみならず、外部のご意見も参考にしつつ、これまでも逐次改善に努めてきたところですが、改めて外部の客観的視点から各種調査、トレンドやほかの機関のホームページとの比較等を行った上で、より分かりやすく親切で活用しやすいホームページを目指し、見直しを進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、国環研Viewについてですが、従来の研究情報誌であります「環境儀」につきましては、一つの研究を特集形態で執筆する形を取っておりまして、この形は、やはり研究者の負担がかなり大きいといったところが課題でございました。そこで記事単位での発行とするWebマガジン化について、全所規模のプロジェクトチームを立ち上げまして、過去のレビューも含め、約1年間検討を行った上で方針を決定して進めてきているものでございます。

現状の国環研Viewにつきましては、まだ改良の余地があると考えておりますので、今後とも所内外の声や反響を確認しながら、写真や動画などのビジュアル素材の活用も考えつつ、より魅力的なコンテンツとなるよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、プロフェッショナルの方の活用についてでございます。

研究所でもプロのフォトグラファーを雇用しているほか、高度な技能を有する者を雇っています。例えば、ミツバチの動画の撮影につきましては、動画撮影・編集も全て内製で実施をしたところでございます。

広報活動において発信すべき研究成果は、各ユニットにおいてもサイエンスコミュニケーター等を雇用しまして、魅力的な発信に努めているところでございます。

研究所全体の広報活動においては、そのような個々の事例を一般の方にも親しみやすいコンテンツとして探しやすく見つけやすいように整理して提供していきたいと考えております。今後も所内の広報関係人材をさらに活用していくとともに、外部の人材活用も視野に、さらなる強化について検討してまいりたいと考えております。

広報については以上でございます。

すみません、戻っていただきまして、25ですけれども、GISシステムについてご意見をいただきましたので、こちらについてもご説明させていただきたいと思っております。

25番が、GIS等の成果を公開しているということで、そのデータ管理・維持の方法や運用、主にコストが課題となっているのではないかと、効果的な情報基盤のあり方についても継続的に検討いただきたいとのご意見でございます。

こちらでございますけれども、GISに限らずではありますが、行政・研究データの持続

的な品質管理・保管・公開においては、少なからぬコストがかかることと認識しています。

その中でフォーマットでありますとか、利用する基盤技術の標準化を進め、効率的にデータ相互利用を促進して、さらなる付加価値を生み出すことが重要と考えています。

GISにつきましては、現在、所内共通のGISソフトウェアを採用することで導入コストの削減を図っているところでございます。このソフトウェアは、環境省が進めるGIS統合基盤システムでも採用されまして、システム間連携とデータ相互利用を積極的に進める予定でございます。

今後も環境情報基盤整備、あるいは情報発信のやり方について所内でも議論して進めているところでございますが、環境省とも引き続き相談をさせていただきまして、充実強化を図ってまいりたいと考えています。

それでは、続きまして、3. 気候変動適応に関する業務についてです。

29番のご意見といたしまして、気候変動適応地域計画についてでございますが、策定は自治体のほうで進んでおりますが、その中身についての検討が必要である、地域計画の内容が妥当であるかどうか等の検証は行う予定があるのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、ご指摘のとおり、自治体において地域適応計画の内容や効果を適切に検証し、より効果的な地域適応計画を策定していただくことが大変重要と考えています。国環研としてもこれを支援してまいりたいと思っております。

現在、国環研では、地域適応計画のクオリティを一定程度客観的に評価、点数化する方法でありますとか、自治体間でのクオリティ、点数の差の要因を分析する研究を行っておりますので、こうした研究を通じまして自治体のより効果的な地域適応計画策定に貢献していきたいと考えています。

続きまして、31番目です。スライド87の国内21機関が参加する適応に関する会議・研究会について、例えば、外来生物、昆虫などが国内に入ってきた場合に、病原体（ウイルスなど）の解析・モニタリングは将来のパンデミックに備えて重要と考えられるが、感染研その他関係機関との調整・連携に活かされているかというご質問でございます。

こちらにつきましては、ご指摘のとおり、野生生物媒介感染症の問題は重要であり、国環研では、感染研や農研機構など人獣共通感染症の関連研究機関との連携を進めまして、将来のパンデミックに備えて必要な知見を着実に積み重ねています。

また、21機関の参加する連絡会議・研究会におきましても、本件は重要な課題でございまして、継続して情報交換・意見交換を行っています。

今後もワンヘルス・アプローチの観点から必要な研究連携を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございますけれども、森口理事から一点、追加がございますので、説明いたします。

【森口国立環境研究所理事】 少しいただいております持ち時間がございますので、もう

一点、少し回答漏れの的なところがありましたので、私から回答させていただきます。

1/10ページに戻っていただきまして、6番のご意見の後半部分ですね。「外部研究評価」の相対的な評価点の違いが気になる。定量化のための評価項目に、当該分野の特性が十分に反映されないケースもあり得ると思われる。数字の独り歩きにならないように留意されたいということで、ご意見かと思えますけれども、この評価項目、あるいは指標につきましては、私どもが中長期計画を策定するに当たりまして、環境省のほうから中長期目標をお示しいただき、その中で載せていただいているところでございます。

ただ、一方で、ご指摘のように、研究プログラムですとか、分野の特性によっては定量的に評価し切れないこともあるということは事実かと思えます。また、研究だけではなくて今、高澤理事からご報告申し上げました内容も含めまして、どうしてもこういう評価ということになりますと、数値指標で評価をなさいたいことの傾向が非常に強いわけでございますけれども、なかなか数字では表し切れないものがいろいろあるということは、私どもも重々承知しておるところでございます。内部研究評価では評点をつけずに、定性的な評価に基づいて自由闊達に議論を行っているところでございます。

評価の在り方そのものに関わる非常に貴重なご意見と受け止めておりますので、今後の私どもの自己評価においても十分留意してまいりたいと思えます。

私の補足は以上でございます。

【高橋会長代理】 ありがとうございます。以上で説明は全部終了ということでよろしいですか。

【森口国立環境研究所理事】 (国環研からの説明は) そのとおりでございます。

【高橋会長代理】 それでは、委員の皆様にご意見をいただきたいと思いますと思うんですが。

【奥村環境研究技術室長】 高橋先生、申し訳ございません。こちらの資料1-4の3/10ページの17番のご質問、ご意見に対しまして、もし環境省の担当課室であるリスク室のほうからコメントがありましたらお願いしたいと思っております。

【高橋会長代理】 では、よろしくお願いいたします。

【市村環境リスク評価室長】 エコチル調査を担当しています環境リスク評価室長の市村と申します。

今回エコチル調査につきまして、まず先生方に、政府の取組として、今年の6月21日に新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版というのが閣議決定されたんですが、その中でも、エコチル調査の効率的、効果的な推進という文言が入っております。政府としても環境省としまして、エコチル調査が非常にポテンシャルが高くですね、今後もしっかりと進めていくべきものだという認識の下で考えておりますので、今後ともですね、エコチル調査につきましては国環研の先生方と協力して、その体制の強化であったり、データの利活用の推進に取り組んでいきたいというふうに考えておりますという背景がある中で、今回この遺伝子解析がいよいよ進んできた中で、個別の先ほどは回答

がありましたが、遺伝子解析の結果、返すわけではないということで、もし何らかの問合せがあったときには、メディカルサポートセンターである成育医療センターと検討するという事だったんですが、遺伝子解析結果が今後いろいろな化学物質との関連性が指摘されるような成果が出てきたときに、恐らく国民全体に対して一定の説明責任というのはあるかというふうに我々は考えておりますので、そういった国民に対する、全体に対しての、こういった形でカウンセリングが必要になったときはどういう体制でやっていくかというのを含めてですね、しっかりと国環研の先生方と協力してですね、この体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

【高橋会長代理】 ありがとうございます。

それでは、議論のほうに入らせていただけてよろしいでしょうか。

議論に入る前にですね、ちょっと事務局に1点だけ確認をさせてください。

今回、項目別評価総括表のところですけども、第3の2.のところ、環境省の評価案がBに変更になっております。この是非についてもこの審議会で委員の皆様の意見をいただくという、そういうスタンスで議論してよろしいでしょうか。

【奥村環境研究技術室長】 環境省事務局です。そちらの評価を変更したことそのものについても、ご議論いただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

【高橋会長代理】 分かりました。

それでは、そのことも踏まえまして、委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。

挙手のボタンを押していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでございましょうか。

挙手がないですね。ちょっと私から1点よろしいでしょうか。

私は、実は前回のこの委員会、ちょっと所用により欠席をさせていただきました。議事録については一通り読ませていただきました。その中で今回この2.の評価Bになった原因の一つとして、ウェブページの見やすさとか、そういった指摘があったということで、まさにそれはそのとおりかなと思うんですが、一方でYouTubeの登録者数の話もございました。1,000人が多いかどうかという話ですけども、かなり専門的なサイトでもございまして、それから既に1万数千人の登録者もいるという中での1,000人というのは、少ないかどうかはなかなか、いろいろご意見が分かれるところかなというふうにも、ちょっと議事録を見ていて思っておりました。

何が言いたいのかといいますと、議事録を見ますと、このYouTubeの登録者数も結局のところはそのサイトへの誘導というんでしょうかね、それをもう少し工夫することでもっと上がるんじゃないかという、そういう期待を込めたご意見じゃなかったかなというふうに、私はちょっと記憶しておりました。

今回ですね、環境省の評価に当たっての1-3の資料でしょうかね。YouTubeのチャンネル

の登録者数の増加数というのが単独で出てきているわけですが、増加数が少ないから評価を下げたというふうに見えるのは、工夫の余地があるというように正直言うと思いました。この辺はいかがでございましょうか。非常に細かいところで恐縮なんですけど。

【奥村環境研究技術室長】 高橋先生、ご指摘ありがとうございます。今ご指摘いただきましたのは、資料1-3の24ページ目ですね。

【高橋会長代理】 そうですね。あと、先ほど口頭でもそのようなご説明があったかなと、思ったんですけれども。

【奥村環境研究技術室長】 そうですね、今、高橋先生ご指摘のとおり、前段のこのYouTubeの登録者数の増加1,998人というのが多いか少ないかという議論、そこにおいて、その絶対数において、評定をAからBということではなく、むしろ、ここに対する動画に対するアクセス性という、この情報発信の全体の評価を考える上で、改善への機会も込めて余地があるということで、そういった観点で総合的に勘案してB評価をつけさせていただいたというニュアンスでございまして、もし、こちらの資料の表現としてですね、その数値が全面的に理由になっているというふうな印象でございましたら、修正の必要があるかなというふうに思いますけれども、こちら、他の委員の先生も含めまして、もしご評価あるようでしたら、コメントいただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

【高橋会長代理】 ありがとうございます。まさに私が言いたかったのは、そういう点でございまして、この表現だと、その増加数そのもの、絶対数そのものがちょっと評価になっているような気がしたので、その辺少し考えていただけるとありがたいかなと思います。

これ、たしかご意見いただいたのは山室委員だったかなというふうにも記憶しているんですが、山室委員、いかがでございましょうか。

【山室委員】 ほかにもちっとご質問したいことがあるんですけれども、これについて言いますと、私自身は下のほうで結構いろんなことを言っておりまして、例えば、もうちょっとプロの人を入れればいいんじゃないかとか。なので、必ずしもこのYouTubeの増加数だけでご指摘させていただいたわけではありません。

そもそも評価の参考のところで、Aというのは「難易度を高く設定した目標について目標の水準を満たしている」なので、Bの「目標の水準を満たしている」のほうの方が妥当ではないかという意見です。資料1-4の下のほう、先ほどご説明いただいた28番ですね、YouTubeだけについてではなく、いろいろご指摘させていただいております。ご懸念のようなこともあると思いますので、これ全体を反映するような書き方にさせていただくとよいのかなというふうに思います。

これとは別に、ちょっと15番について質問させていただきたいんですけど、よろしいですか。

【高橋会長代理】 お願いいたします。

【山室委員】 これは私がご質問させていただいたんですけど、それに対し「安全確保領域だけではなく気候変動、自然共生とも関係がある」と新たにご説明していただきましたが、これが資料1-1の評価書ではどこでどう反映されているのかが分かりませんでした。私は図のパワポの40枚目ということでご指摘させていただいたんですが、評価書（案）資料1-1ではもともと反映していて、それを変えたのかどうかというのを、教えてください。

【高橋会長代理】 ご回答をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【山室委員】 補足しますと、ここを変えるということは、国環研が滋賀県に持っているあの研究所の位置づけにも関わってくると思います。それで、これは資料1-1にも、どこかで私の質問により変更になった、つまりパワポの図で変わった部分、元の実績年度評価書のほうにも反映しているのかという、そういうことを確認したいという趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

【森口国立環境研究所理事】 環境省のほうからお答えいただく前に、国環研、研究担当の理事、森口から補足をさせていただきますと、山室委員ご指摘の件につきましては、資料の1-1で申しますと、通しのページの59ページ辺りに地域環境保全分野の中で、滋賀県琵琶湖環境科学センターと共同で温度変化による底泥酸素消費量の影響調査を実施というふうに簡潔に書かれておりまして、こういった個別のものを、パワーポイントでは全てのこの評価書に記載されている項目全部を網羅することはできませんので、代表的なものについて環境研究技術開発の推進戦略の5領域としっかりひもづけられる形で、政策対応研究をやっておりますということの例として示したものでございます。

40枚目のスライドをもう少し網羅的に、ここに掲げれているもの全てについて網羅すべきというようなことも今後考えてまいりたいと思いますけれども、限られた時間の中で顕著な成果が得られたものについて、図表等を交えてご説明申し上げ、それ以外のもの、代表的なものにつきましても、パワーポイントの40枚目で触れる中で、琵琶湖の件にも触れておりました。環境省のほうからいただいております資料の中では、項目として書かれてはございますけれども、特に私どもの認識としては今回、具体的にこの評価書の中で、追記等はされておられないというふうに理解をしております。奥村室長、そういう理解でよろしゅうございますでしょうか。

【奥村環境研究技術室長】 森口理事、補足説明ありがとうございます。

今ご説明いただいたとおりというふうに承知しておりまして、改定された内容そのものに対するご指摘と、それに対するご対応というふうな説明でよいかというふうに思いましたけれども、山室委員、それに対してのご指摘、我々のちょっとご理解が足りていないところがあればいただきたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

【山室委員】 ありがとうございます。私はそもそも琵琶湖に国立環境研究所を持っていくことの意義を考えていました。例えば国立環境研究所は霞ヶ浦が近いことから、長年モ

ニタリングを継続されています。また霞ヶ浦にも霞ヶ浦環境科学研究センターでしたっけ、県の研究所があるので、滋賀県でされているように、県との連携もされていたのだと思います。そういう地元でやってきたことを滋賀県でもやっていて、それを踏まえて40枚目に書かれていることを大所高所的に、つまり霞ヶ浦だけ、琵琶湖だけではなく、日本の湖沼全体に通じる研究と位置づけているのかと思っていました。つまり、深くて日本一大きい琵琶湖と、浅くて日本で2番目に大きい霞ヶ浦を、比較しながら今後やっていくという意味で、ああいう図が出てきたのかなというふうに思っていました。この評価書の中では湖沼に関しては、そういう日本全体を見渡してみたいなところがあまりないような気がいたしました。先日、中央環境審議会でも、湖沼について今、霞ヶ浦湖岸の水温が37℃とか38℃とか、そういう状態がずっと続いていて大変な状況と指摘したのですが、そういうことが、例えば気候変動とか自然共生という観点から、霞ヶ浦だけではなく、琵琶湖にもそういう拠点を設定することで出てくるのかなということも踏まえて40枚目を見ていたんですね。

今のご説明で、59ページのところだけみたいなの、その地域環境保全分野ということだけというふうなことを言われまして、だとしたらそもそも琵琶湖になぜ拠点を作ったのか見えてこなかったの、質問させていただきました。

【奥村環境研究技術室長】 ご指摘、ご意見ありがとうございます。

琵琶湖としての影響調査のお話と、大所高所で見たときの、その日本の湖沼全体、霞ヶ浦にご意見をいただきましたけれども、この関係について、こちらの項目においては、その地域の政策的な対応研究ということでまとめさせていただきましたけれども、湖沼全体の研究に対するところとしては、また別で議論するところかなというふうに解釈したものですから、今回こういうふうにまとめさせていただきました。

ご指摘の部分について、国環研の取組としてどう、今回この国研審としてどう報告すべきかというところについては、ちょっとまだ議論の余地があるかなというふうに考えております。ちょっと正確な正しい結論としての回答になっておりませんが、ご指摘の部分をどうまとめるかについて、一度国環研と再度協議させていただいて、それを山室委員とも共有させていただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

【山室委員】 ありがとうございます。そもそもこの委員会の最初でパワポの40枚目が出てきて、そのときに、地域のことでいいですよという見せ方でした。やはり、少なくとも研究所がある霞ヶ浦と琵琶湖はかなり大きな違いがありますので、そういう代表的なものを二つ押さえて、北海道から沖縄まで、沖縄にはあまり大きな湖沼はないですけども、かつて国環研は様々な湖をプロジェクトでやってきた経験もございますので、そういう観点から、あの40枚目が出てきたんだと、私のほうが誤解していたようです。とは言え、国環研としては湖沼という非常に重要な水資源もしくは自然環境を、かなりウェイトを置いていたから霞ヶ浦の研究もずっとモニタリングされてきたと思っておりますので、琵琶

湖についてもそういう、ただ地方に貢献するというだけではなく、霞ヶ浦と、さらにはほかの地域の北海道から九州、沖縄も含めた地域の地環研とも協働での研究をかつてのように、ここに出てくるような形で入れていただけるといいなと思います。

これは要望です。よろしくお願いいたします。

【奥村環境研究技術室長】 大変ご指摘、ご要望、よく理解いたしました。今後この以降ですね、この琵琶湖の影響調査が全国の湖沼に対してどういう影響、知見が提供できるかということについて言及できるような調査結果として示せるかというところを、国環研のほうと今後協議していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。ご指摘ありがとうございます。

国環研側から、もしコメントありましたらお願いいたします。

【森口国立環境研究所理事】 森口から多少補足させていただきます。

今回につきましての40枚目のスライドに不備がございまして、議論に混乱があったことをまずお詫びしたいと思います。

昨年も琵琶湖関係の成果につきましては、図表を交えてプレゼンテーションをさせていただいておりまして、私どもも非常に力を入れてございます。

山室委員がご指摘のように、霞ヶ浦をはじめ、霞ヶ浦は地理的に近いものですから、国立公害研究所時代、非常に力を入れていたのは事実でございます。ちょうど本年50周年を迎えまして、50周年の研究の歴史といいますか、それを記念誌にまとめておりましたが、一番最初に国立公害研究所で様々な研究ユニット、研究部を横断的にやりました特別研究というプロジェクトの研究は霞ヶ浦が対象でございましたし、それ以降、霞ヶ浦の長期モニタリング等を含めですね、非常に重要な課題としております。

それから、汚染の進んだ湖だけではなくて、摩周湖のモニタリング等も含めまして、湖沼研究は我々の非常に重要な中核であったと考えております。

一方で、地球環境問題をはじめ、どんどん私どものカバーすべき領域が広がっております。

一方で、創設当時からですね、研究職員の数がそれほど増えているわけではございませんので、そういった中で、どうしても相対的に私どもがカバーしている研究の中での湖沼研究というものの相対的なサイズというのがどうしても小さくなってしまっているということも否めません。

一方で、私どもで全てをできるわけではございませんので、ご指摘ございましたように地方環境研究所との共同研究も実施しておりますし、特に多くの研究機関に参加いただく、Ⅱ型と呼ばれております研究については非常に盛んにやっております。湖沼についてそれが十分にできているかどうかということにつきまして、再度私ども、振り返るべきところがあるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、この全体の領域の中で、環境行政の全体の比重も含めまして、安全確保領域、あるいは従来からの大気汚染、水質汚濁

といった分野についてどうしても比重が下がりがねないような状況もある中で、山室委員から非常にその分野も重要であるということの応援をいただいたというふうに理解しております。環境省とも十分に協議をしながらですね、この問題の扱い、特に滋賀県にご協力を得まして、琵琶湖に分室をつくりましたこと、これは福島の大震災以降の支部、現在の拠点を含めましてですね、二つの地方組織を設けたこと自身が、国立環境研究所にとりまして新たな現場での研究をやるということにとっての非常に重要な契機だと考えておりますので、その側面を含めまして、取り組んでまいりたいと思います。

私からの補足は以上でございます。

【高橋会長代理】 ありがとうございます。山室委員よろしいでしょうか。

【山室委員】 補足ありがとうございます。環境省側のほうは何か補足とかございますか。

【奥村環境研究技術室長】 環境省です。今40ページ目にページをご覧くださいしておりますけれども、琵琶湖の影響調査が安全確保領域だけではなく気候変動、自然共生とも関わる部分であるというご指摘に対しまして、現場とも相談、協議をして以降をどうしていくか、全くつながりないということではないというふうに当然理解しておりますので、表現の方法も含めて、今後見直していきたいというふうに思います。

以上でございます。

【山室委員】 ありがとうございます。あわせて湖沼研究というものを先ほど補足があったように、次の中間のときには、やはりもうちょっと湖沼研究という観点からまとめていただけるといいかなと思います。

以上です。

【高橋会長代理】 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでございましょうか。よろしいでしょうかね。

(なし)

【高橋会長代理】 そうしますと、環境省評価のこの第3の2. に関するB評価に関しても、特にこれを否とするような意見はございませんでしたので、審議会としても、これは是という、そういう結論かなと思います。表現等で少し改善する余地があれば、それはぜひお願いしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【高橋会長代理】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

それでは、令和5年度に係る業務実績評価書（案）の第4から第6のご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【奥村環境研究技術室長】 ありがとうございます。それでは再び資料1-3、こちらに戻って説明を継続させていただきます。

まず、30ページ目以降が、第4から第6の事務事業の部分になりますけれども、委員から取組をご評価する点としていただいているコメントは、資料1-1における2. 総合評定の3. 項目別の評価、主な課題改善事項のほうに反映させていただいておりますので、また、この資料1-3というところに、今回、大きな修正点はございません。繰り返しの説明になるところもございますので、簡単に触れてまいりたいというふうに思います。

業務運営については34、それから、35ページ目になります。

クラウドストレージサービスの利用促進等によってテレワーク、非常時への対応が順次適切に進められていることなどを記載してございます。

続いて、財務内容について、37ページ目、民間企業等を含む外部との連携ですとか、外部資金獲得に向けた取組に対しての評価をすると、その旨を記載してございます。

なおですね、この37ページ目の(1)バランスの取れた自己収入の確保のところの1ポツ目において、自己収入の獲得額、こちらの数字に誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。修正をさせていただいております。

最後に、改めて総合評定についてご説明いたします。55ページ目をご覧ください。

項目別評定について先ほど申し上げましたとおり、第4から第6の運営に関わる部分、こちらはいずれもB評価で変わってございません。

また、他方で、これまでご説明しましたとおり、重要度が高く設定してございます第3、研究成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項のうち、1. 環境研究に関する業務、(2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進及び、3. 気候変動の適応に関する業務における評価はいずれもA評価であること、こちらを総合的に勘案しまして全体の評価をA評価とさせていただいております。

環境省事務局からの評価（案）の全体のご説明は以上となります。

国環研側から補足の説明がありましたら、お願いしたいというふうに思います。

【高澤国立環境研究所理事】 国環研企画総務担当理事、高澤でございます。

それでは、委員の方からいただきましたご質問、ご意見等につきまして、ご回答をさせていただきます。

資料1-4について、第4、第5につきましては、特段大きな指摘がございましたので、第6. その他の業務運営に関する重要事項についてお答えさせていただきたいと思えます。

1. 内部統制の推進についてのご意見43でございますけれども、国環研で、全職員との意見交換の場を毎月開催しているということで、これは運営協議会ですけれども、こちらについては注目される取組ではあるが「統制」活動と呼ぶには違和感があるということで「統制活動を実施」という表現はなくてもよいのではないかというご意見でございます。

こちらにつきましては、ご指摘の運営協議会についても、理事会や幹部会と同様に、理事長が毎回出席いたしまして、議論の内容に応じて指導でありますとか、指示等を必要に

応じて行うといったこともやっておりますので、幅広い意味での統制活動の一環として資料に記載させていただいたところでございます。

一方で、運営協議会はやはり自由な意見交換が主目的でございまして、内部統制に重きを置いているものではございませんので、今後の資料の記述の仕方については気をつけて対応させていただきたいと考えています。

続きまして、2. 人事の最適化についてでございまして、ご意見の47でございますけれども、スライド103に女性職員が占める割合を示しているが、これについて目標値は設定されているのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、スライド103については、研究職員における女性職員の占める割合ということで、これを表に示させていただいたところでございますが、特にこのスライドに対応するような目標値は設定しておりません。ちなみに、目標値といたしましては、管理職に占める女性職員の割合という目標値につきましては、15%以上と設定しているというところでございまして、こちらは表には示しておりませんが、実績といたしましては10.3%という数字になっているところでございます。

続きまして、48でございますけれども、若手研究者の定義に37歳という上限をつけているということで、ライフイベントによる休業期間なども考慮した柔軟性のある上限にするのが望ましいというご意見でございます。

こちらにつきましては、37歳という上限については、あくまでもデータの継続性のために2011年度からこのような切り分けで業務実績等報告書に記載しているものでございます。所内の実際の運用におきましては、ご指摘のライフイベントなど様々な点を考慮して柔軟に対応しているところでございます。

今後も柔軟な運用に努めてまいりたいと考えておりまして、例として、若手研究員の派遣研修の開始時点については、年齢は満39歳以下といったことで、個々の事例に応じて柔軟に対応しているというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【高橋会長代理】 ありがとうございます。説明は以上ということで。

それでは、委員の皆様から、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、コメント等いただければと思います。よろしくお願いいたします。

特にはございませんでしょうか。

かなり議事が順調に進行しておりまして、時間がかなり早く進行しておりますが、もしご意見があればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

【高橋会長代理】 ご意見ないようでございますね。ありがとうございます。

それでは、ここで、この評価書についての議案を閉じさせていただきたいと思います。ご意見が幾つか出ましたこの修正につきましては、事務局のほうで適切に処理をしていた

だいて、確定後、委員の皆様には速やかに報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の2のほうに移らせていただきたいと思います。

第5期中長期目標の変更についてです。それでは、この件につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【奥村環境研究技術室長】 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

まず、変更の概要を記載しました資料2-1をご覧ください。

今回、変更内容は大きく2点ございます。こちら、背景・必要性に示しましたけれども、1点目は、本年4月に施行されました法律において、厚生労働省が所管していた水道整備管理行政を、国土交通省並びに環境省が担うとされていることに伴うものです。これにより関係する研究を令和7年4月より、国立環境研究所にて実施するよう取り決めたところでございます。

もう一点目は、現在、国立環境研究所の福島拠点で実施してございます放射性物質の環境動態研究について、こちら令和4年3月の復興推進会議で、これを令和7年4月に福島国際研究教育機構(F-REI)、こちらに移管することが決定されたことに伴うものでございます。

これに伴う具体的な中長期目標の変更内容ですけれども、資料2-2をご覧ください。

一つ目が11ページ目になります。こちら、赤字で記載しておりますけれども、一つは第3の1. (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進の⑦災害環境研究プログラムの中に記載がありますけれども、先ほど申し上げました放射性物質の環境動態研究に係る部分について、令和7年度はF-REIにて実施すること、こちらを追記して国環研業務から除外しているというところでございます。

もう一件の詳細につきましては、関係課室である水道水質・衛生管理室の柳田室長よりご説明いただきたいと思います。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 水道水質・衛生管理室長の柳田と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど、奥村室長からもございましたとおり、昨年、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備等に関する法律が成立して、今年の4月から、水道整備管理行政のうち、水道水質に関する部分については、環境省に移管されたところでございます。それ以外のところは整備とか、そういったところは国土交通省のほうに移管されたところでございます。

それで現在、厚生労働省さんの研究機関として国立保健医療科学院がございまして、こちらの業務の水道の領域の部分が、国土交通省の所管である国総研、環境省の所管である国環研、それぞれ移管されるということになりました。それを踏まえて、中長期目標を変更するというものでございます。

具体的には、11ページの下のところですね。この7年度から法律に基づく水道整備管理

行政の移管を踏まえて、水道水その他、飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する調査研究について推進するということで追記させていただいているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

【奥村環境研究技術室長】 柳田室長、ありがとうございました。

また、本編に対しまして事前に中村会長、それから大久保委員のほうにもご意見伺いしておりますけれども、現時点で大きなご指摘等々はいただいていることも併せてご報告させていただきます。

事務局からの説明、以上になります。

【高橋会長代理】 ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対しまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ございませんでしょうか。

【山室委員】 山室です。

【高橋会長代理】 どうぞ、よろしくお願いします。

【山室委員】 ありがとうございます。先ほど、水道水質のご説明がありましたけれども、厚生労働省の担当というか、厚生労働省の科研費などで関わっておられた研究者や、厚生労働省の研究所の方が共著で、2020年に日本の水道水とその水道原水の水質を調べた論文を国際誌に投稿して印刷になっておりまして、その中で、水田で使われている農薬が水道水の中に混入していることと、これは現在の日本の水道水基準は超えてはいないけれども、EUの飲用水基準を超過しているということを明記しているんですね。

その後に環境省に移管したので、これは厚労省がやりきれなくなって移したのかなみたいな邪推もしているんですけれども、水道水はそういうことを厚労省時代の担当者が論文にするような水質状況であるということを踏まえて、環境省としては、現在その引き継いだ水道水の基準というのが本当に妥当であるかというところから、いろいろ生態毒性の専門家なども有している研究所でありますので、そういう国環研ともよく意見を聞いて、本当に国民が納得するような水道水を環境省として目指していただくような、そういう計画にしていただけるとよいかなと思います。

以上です。

【高橋会長代理】 ありがとうございました。ただいまのご意見に対して、ございますか。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。厚生労働省時代からですね、いろいろと研究をしてきて、また、その研究成果等も踏まえて検討会の中で議論してきているところがございます。これ環境省の国環研のほうに移ったとしてもですね、引き続き水道水の安全に関する調査研究を進めた上で、検討会の場において随時議論していきたいというふうに考えております。また引き続きよろしくお願いいたします。

【高橋会長代理】 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様からご意見等ございますか。

(なし)

【高橋会長代理】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

特にご意見はないようでございますので、最後にその他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

【奥村環境研究技術室長】 事務局でございます。資料3をご覧くださいますと幸いです。

議事1といたしまして、ご説明させていただいた令和5年度業務実績年度評価書（案）についてですが、こちらは本日、第26回環境省国立研究開発法人審議会を終えまして、評価書の最終案を8月19日、月曜日頃に委員の皆様へ送付させていただきますので、何かございましたら、その翌日8月20日の火曜日中にご連絡いただけるようお願いいたします。

なお、こちらは8月30日、金曜日に評価書を独立行政法人評価制度委員会へ提出するべく内部手続も進めてまいります。11月末予定で独立行政法人評価制度委員会から評価の点検結果が送付される見込みでございます。

また、議事2としてご説明させていただいた第5期中長期目標の変更におけるご意見の有無を資料2-3として添付しております第5期中長期目標（案）に対する意見書別添へ記載の上、8月22日、木曜日までに事務局までご提出いただけるようお願いいたします。

なお、意見書につきましては、Excelファイルにて様式を作成しておりますので、会議終了後に委員の皆様へ送付させていただきますので、そちらをご活用いただけますと幸いです。

なお、こちらは11月下旬頃に予定されております独立行政法人評価制度委員会へ諮問するため、9月下旬頃に同委員会へ第5期中長期目標の変更を提出するべく、内部の手続を進めてまいります。

事務局からは以上でございます。

【高橋会長代理】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明に対しまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。

(なし)

【高橋会長代理】 特によろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日予定した時刻よりも相当早く議事が進行いたしましたけれども、本日予定されていた議事はこれで全て終了いたしました。

以上をもちまして、第26回環境省国立研究開発法人審議会を閉会させていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。